

一般財団法人大阪建築防災センター

適合証明業務料金規程

制定年月日 平成 16 年 10 月 1 日

最終改定年月日 令和 4 年 10 月 12 日

番号 OT-03 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、独立行政法人住宅金融支援機構との適合証明業務に関する協定に基づき、一般財団法人大阪建築防災センター（以下「財団」という。）が実施する適合証明業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(新築住宅の一戸建て住宅（フラット 35、財形住宅融資）に係る料金)

第 2 条 適合証明業務における新築住宅の一戸建て住宅の設計及び現場検査申請に係る料金の額は、申請 1 件につき、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(新築住宅の共同住宅（フラット 35、財形住宅融資、賃貸住宅）に係る料金)

第 3 条 適合証明業務における新築住宅の共同住宅の設計及び現場検査申請に係る料金の額は、申請 1 件につき、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(新築住宅の軽微な変更に係る料金)

第 3 条の 2 新築住宅の軽微な変更に係る料金の額は、変更 1 件につき、別表第 2 の 3 に掲げるとおりとする。

(中古住宅（フラット 35、財形住宅融資）に係る料金)

第 4 条 適合証明業務における中古住宅の申請に係る料金の額は、申請 1 件につき、別表第 3 に掲げるとおりとする。

(中古住宅特例融資：リフォーム工事実施の申請に係る料金)

第 4 条の 2 適合証明業務における中古住宅特例融資：リフォーム工事実施の申請に係る料金の額は、申請 1 件につき、別表第 3 の 1 に掲げるとおりとする。

(住棟単位（中古らくらくフラット 35 登録用）の申請に係る料金)

第 4 条の 3 適合証明業務における住棟単位（中古らくらくフラット 35 登録用）の申請に係る料金の額は、申請 1 件につき、別表第 3 の 2 に掲げるとおりとする。

(リフォーム融資に係る料金)

第5条 適合証明業務におけるリフォーム融資の申請に係る料金の額は、申請1件につき、別表第4に掲げるとおりとする。

(適合証明書等の送付の料金)

第6条 現場検査に関する通知書及び適合証明書の送付依頼がある場合の料金は、申請1件につき、1,000円とする。ただし、現場検査の申請図書に訂正等がある場合及び設計検査に関する通知書(申請書の副本を含む。)の送付は行わない。

(料金の減額、加算)

第7条 適合証明業務における検査が効率的に実施できる場合にあつては、効率の度合いに応じ、申請料金を減額することができる。

2 単独申請の場合で、申請地が豊能郡豊能町・能勢町の間・竣工検査は、それぞれの検査の料金の、申請1件につき、10,000円(税込)を加算する。

(再発行料金)

第8条 適合証明書の再発行料金は、1通につき3,000円(税込)とする。

(規程に定めのない事項)

第9条 この規程に定めのない料金については、別途協議し定めることとする。

(附 則)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成19年6月20日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成21年2月23日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 4 年 1 月 5 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

【別表第 1】 新築住宅の一戸建て住宅（フラット 35、財形住宅融資）に係る料金

表 1 の基本額に表 2 の組み合わせによる合計額を加算する。

表 1

(消費税等 10%込み、単位：円)

区分	設計検査	中間検査		竣工検査	
		通常料金	同時検査	通常料金	同時検査
財団に建築確認を申請した場合	6,000	16,000	8,000	17,000	9,000
財団以外の建築確認によるもの	11,000	16,000	16,000	17,000	17,000
財団で設計検査を受けたもの		16,000	8,000	17,000	9,000

表 2 優良住宅取得支援制度の利用

(消費税等 10%込み、単位：円)

	設計検査	中間検査	竣工検査
耐震性に関する基準 (免震含)	16,000	2,000	2,000

バリアフリー性に関する基準	6,000	2,000	2,000
省エネルギー性に関する基準※1	16,000	2,000	2,000
耐久性・可変性に関する基準※2	6,000	2,000	2,000

※1 「基準適合住宅」・「住宅事業建築主基準に係る適合証」・「認定低炭素住宅」・「性能向上計画認定住宅」及び「BELS評価書」を取得した住宅を除く。

※2 「長期優良住宅」の認定を受けた住宅を除く。

注) 中間及び竣工検査の同時検査とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく中間検査及び完了検査と同時のことをいう。

【別表第2】 新築住宅の共同住宅（フラット35、財形住宅融資、賃貸住宅）に係る料金

① フラット35登録マンションの場合 (消費税等10%込み、単位:円)

住戸数	設計検査	竣工検査
1～10戸	12,000	36,000
11～20戸	15,000	54,000
21～30戸	17,000	72,000
31～40戸	19,000	90,000
41～50戸	21,000	108,000
51～60戸	24,000	126,000
61～70戸	26,000	144,000
71～80戸	28,000	162,000
81～90戸	30,000	180,000
91～100戸	32,000	198,000
101戸～	35,000	220,000

優良住宅取得支援制度の利用

(消費税等10%込み、単位:円)

住戸数	設計検査	竣工検査
1～10戸	19,000	46,000
11～20戸	21,000	69,000
21～30戸	24,000	92,000
31～40戸	25,000	115,000

41～50 戸	28,000	138,000
51～60 戸	30,000	161,000
61～70 戸	32,000	184,000
71～80 戸	34,000	207,000
81～90 戸	36,000	230,000
91～100 戸	39,000	253,000
101 戸～	41,000	280,000

② フラット 35 登録マンション以外の場合（一戸あたり）（消費税等 10%込み、単位：円）

設計検査	竣工検査
12,000	36,000

優良住宅取得支援制度の利用（一戸あたり）（消費税等 10%込み、単位：円）

設計検査	竣工検査
19,000	46,000

【別表第 2 の 3】 新築住宅の軽微な変更に係る料金（消費税等 10%込み、単位：円）

変更内容		料金
変更内容が耐震性に関する基準で再度審査が必要なものの※1	許容応力度計算 壁量計算	5,000
変更内容が省エネルギー性に関する基準で再度審査が必要なもの	外皮計算＋一次エネルギー消費量計算 一次エネルギー消費量計算	5,000

※1 財団の他の申請において審査を行う場合を除く

【別表第 3】 中古住宅に係る料金

① 一戸建て住宅（消費税等 10%込み、単位：円）

種別	料金
フラット 35	55,000
財形住宅融資 （リ・ユース） （リ・ユースプラス）	55,000

優良住宅取得支援制度の利用 中古タイプ含む	55,000
--------------------------	--------

② マンション

(消費税等 10%込み、単位：円)

種別	登録なし	登録あり
フラット 35	57,000	55,000
財形住宅融資 (リ・ユース) (リ・ユースプラス)	57,000	55,000
優良住宅取得支援制度の利用 中古タイプ含む	57,000	55,000

【別表第 3 の 1】 中古住宅特例融資：リフォーム工事実施に係る料金

① 一戸建て住宅

(消費税等 10%込み、単位：円)

種別	料金
フラット 35 財形住宅融資	63,000
優良住宅取得支援制度の利用	63,000

② 共同住宅

(消費税等 10%込み、単位：円)

種別	料金
フラット 35 財形住宅融資	65,000
優良住宅取得支援制度の利用	65,000

【別表第 3 の 2】 住棟単位の適合証明（中古マンションらくらくフラット 35 登録用）に係る料金

(消費税等 10%込み、単位：円)

種別	料金
個別登録コース 長期登録コース	57,000 円 + 1,500 円/戸

中古住宅で耐震評価が必要な建築物に係る料金は、一戸建ての住宅、マンション共に上記の料金に 20,000 円（税込）を加算する。

なお、耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前（建築確認日

が不明な場合は、新築時期（表示登記の「原因及びその日付」に記載された日）が昭和 58 年 3 月 31 日以前)の建築物をいう。

【別表第 4】 リフォーム融資に係る料金 (消費税等 10%込み、単位：円)

種別	料金
財形住宅融資	60,000
高齢者居住環境改善工事 (部分的バリアフリー、ヒートショック対策)	60,000
グリーンリフォーム、グリーンリフォームS	60,000
耐震改修	別途見積